

申告の手引き

申請書名	長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書
対象の要件	○長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき認定された長期優良住宅 ○平成 32 年 3 月 31 日までの間に新築された住宅 ○居住部分の床面積が 50 m ² (一戸建て以外の貸家住宅は 40 m ² 以上)280 m ² 以下であること
減額の内容	一戸当たり 120 m ² 相当分までの固定資産税額が、下記のとおり一定期間 2 分の 1 に減額されます (都市計画税は対象となりません) ○3 階建て以上の耐火及び準耐火構造の住宅……新築後 7 年間 ○上記以外の一般の住宅……新築後 5 年間
申告の方法	新築工事完了後、翌年の 1 月 31 日までに町税務住民課 (税の窓口) へ下記書類添付のうえ、「長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書」を提出してください ◎添付書類 長期優良住宅であることを証明する認定書 (千葉県知事発行の長期優良住宅認定通知書等)
問い合わせ先	税務住民課 資産税班 電話番号 043-496-1171 内線114・115